

教 育 庁

No. 15

制 度 名	公立社会教育施設災害復旧費補助金	主管課名	生涯学習課 管理 G							
		問合せ先	029-301-5313							
目的・趣旨	激甚災害を受けた公立社会教育施設の災害復旧事業に対する補助									
[対象団体] 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。) 第3条第1項に規定する特定地方公共団体(市町村)										
[対象事業] 公立社会教育施設に係る災害復旧事業										
(対象施設) 公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール、博物館、青年の家、視聴覚センター、婦人教育会館、少年自然の家、地域改善対策集会所、柔剣道場、文化施設、相撲場、漕艇場、生涯学習センター その他、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設										
[補助要件等] ① 激甚法第2条第1項の激甚災害として指定されること。 ② 政府のとるべき措置として、激甚法第16条の適用が政令で指定されること。 ③ その施設の設置者である地方公共団体が、特定地方公共団体として指定されること。										
[対象経費] 公立社会教育施設の用に供されている、建物、建物以外の工作物、土地及び設備に係る復旧費(工事費及び事務費)										
[補助限度額等] 一つの公立社会教育施設ごとに復旧事業費が60万円未満の事業は対象としない。										
[経費負担割合]										
区分		国	県	市町村						
該当市町村		2/3	—	1/3						
〔6年度当初予算額〕		〔6年度補助対象団体〕								
随時決定		随時決定								
[備考] 国からの災害査定を受けて決定										